

長崎県養育費確保支援事業費補助金実施要綱

(趣 旨)

第1条 県は、養育費の取決めを行うひとり親に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費（以下「公正証書等作成経費」という。）及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費（以下「養育費保証契約締結経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年3月30日長崎県規則第16号、以下「規則」という。）、及び長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第419号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものをいう。
- (2) 児 童 二十歳に満たない者をいう。
- (3) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。
- (4) 公正証書等 強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等、債務名義としての効力を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、長崎県内の町（福祉事務所設置町を除く。以下同じ。）に居住し、交付申請時においてひとり親であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める受給要件の全てを満たす者とする。

(1) 公正証書等作成経費

- ア 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- イ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- エ 過去に同一の児童を対象として、養育費の取決めを交わした同内容の文書

に係る補助金等を交付されていない者

(2) 養育費保証契約締結経費

ア 養育費の取決めに係る債務名義を有している者

イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者

ウ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者

エ 過去に同一の児童を対象として、養育費保証に関する補助金等を交付されていない者

(補助の対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ア 次の表の第1欄の種目ごとに、次により算出された額の合計額とする。

イ 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
公正証書 等作成経 費	次により算出され た額の合計額 養育費の取決めに 要する経費のうち、 公証人手数料令（平 成5年政令第224 号）に定める公証人 が受ける手数料（養 育費の取決めに係る 部分に限る。）、家庭 裁判所の調停申し立 て又は裁判に要する 収入印紙代（養育費 の取決めに係る部分 に限る。）、戸籍謄本 等添付書類取得費用 上限50,000円	公正証書作成のために必 要な公証人手数料令（平成 5年政令第224号）に定め る公証人が受ける手数料 （養育費の取決めに係る部 分に限る。）、家庭裁判所の 調停申し立て又は裁判に要 する収入印紙代（養育費の 取決めに係る部分に限 る。）、戸籍謄本等添付書類 取得費用	10 / 10 以 内

養育費保証契約締結経費	次により算出された額の合計額 養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費 上限 50,000 円	養育費保証契約締結のために必要な養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費	10 / 10 以内
-------------	--	---	------------

- 2 補助額は、公正証書等作成経費及び養育費保証契約締結経費を合わせて、交付対象者一人当たり計5万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書等を作成した日（令和6年4月1日以後の日に限る。）又は養育費保証契約を締結した日（令和6年4月1日以後の日に限る。）の翌日から6か月以内に、長崎県養育費確保支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、申請期限は、当該年度の3月15日とする。※やむを得ない場合であっても当該年度末日とする。

- 2 前項の申請書兼実績報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 公正証書等作成経費

- ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（申請日から1か月以内に交付されたもの）
- イ 世帯全員の住民票の写し（申請日から1か月以内に交付されたもの）
- ウ 補助対象となる経費の額が確認できる領収書等、書類の写し
- エ 養育費の取決めに交わした公正証書等の写し
- オ その他、知事が必要と認めるもの

(2) 養育費保証契約締結経費

- ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（申請日から1か月以内に交付されたもの）
- イ 世帯全員の住民票の写し（申請日から1か月以内に交付されたもの）
- ウ 補助対象となる経費の額が確認できる領収書等、書類の写し
- エ 養育費の取決めに交わした公正証書等の写し
- オ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のものに限

る。)の写し

カ その他、知事が必要と認めるもの

(手続きの省略等、交付の決定)

第6条 規則第21条の規定により規則第13条に係る手続きを省略し、規則第7条及び規則第14条に係る手続きを併合するものとし、知事は、補助金の申請があったときは、当該申請に係る書類について速やかに審査し、適当であると認めたときは、長崎県養育費確保支援事業費補助金交付決定通知書及び交付確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、不相当であると認めたときは、理由を付して、長崎県養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 知事は、前条第1項の規定による通知を行った場合は、申請者に対し、長崎県養育費確保支援事業費補助金交付請求書(様式第4号)を提出させ、速やかに補助金を支払うものとする。なお、福祉保健部こども政策局関係補助金交付要綱第7条に規定する必要な書類は省略できるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の交付決定通知を受けた者は、その翌日から起算して15日以内に限り、申請の取下げを行うことができることとする。

2 前項の取下げは、長崎県養育費確保支援事業費補助金交付申請取下書(様式第5号)を知事に提出して行うものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 知事は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき(養育費権利者の責によらない場合を除く。)は、第6条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部または一部を返還させることができる。

(養育費受給状況報告書の提出)

第10条 本補助金の交付を受けた者は、交付決定日の1年後の月末までに、養育費受給状況報告書(様式第6号)を知事へ提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。